

令和6年9月20日

第7回 労働安全衛生法に基づく一般 健康診断の検査項目等に関する検討会 資料 2

労働安全衛生における歯科口腔保健対策

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

・歯科に関する健康診断労働安全衛生規則第48条、第577条の2

- 事業場における労働者の健康保持増進
- ストレス対策
- 調査研究



・ 労働安全衛生法に基づく歯科健診について



労働安全衛生法に基づく健診制度

第1回 労働安全衛生法に基づく一般 健康診断の検査項目等に関する検討会

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入れ時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際
定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者	1年以内ごとに1回
特定業務従事者の健康診断 (安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に常 時従事する労働者	配置替えの際、 6月以内ごとに1回
海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6ヶ月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際
給食従業員の検便(安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における給食の業務に 従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際

健康診断の種類	対象となる労働者
特殊健診	・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者(有機則第29条) ・鉛業務に常時従事する労働者(鉛則第53条) ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者(四アルキル鉛則第22条) ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条) ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条) ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者(電離則第56条) ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者(除染則第20条) ・石綿等の取扱等に伴い石綿の粉じんを発散する場所に於ける業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者(石綿則第40条)
じん肺健診	・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7〜10条)
歯科医師による健診	(歯科医師による健康診断) ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気または粉じんを発散する 場所における業務に常時従事する労働者(安衛則第48条)
リスクアセスメント対象物 健診	・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、必要な労働者(安衛則577条の2) ※令和6年4月から施行

有害な業務に係る歯科健康診断結果の労基署への報告義務を50人未満の事業場へも拡大(労働安全衛生規則の一部を改正)

1. 改正の内容

- 歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯 科健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署 長に提出することとする。
- 加えて、現行の定期健康診断結果報告書(安衛則様式第6号)から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」を新たに作成する。報告事項は様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第6号の2には、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとする。
- その他所要の改正を行う。

2. 施行時期

令和4年10月1日

3. 参照条文(労働安全衛生規則(抄))

(歯科医師による健康診断)

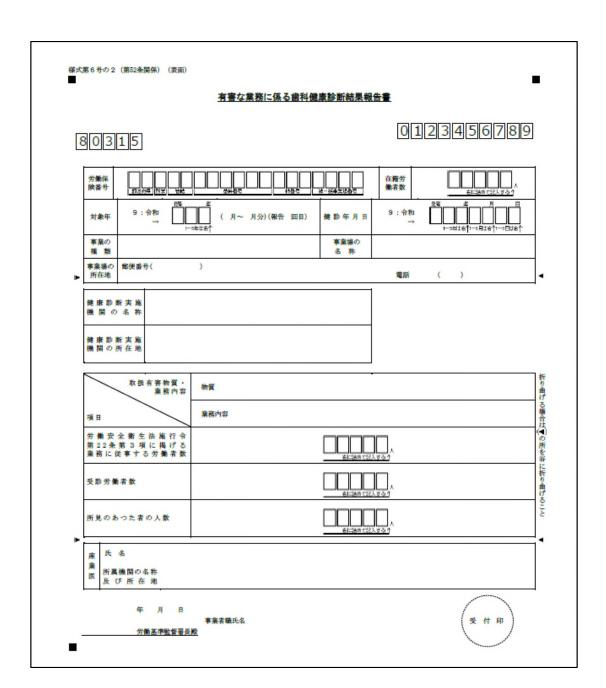
第四十八条 事業者は、令第二十二条第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条又は第四十五条の健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 事業者は、第四十八条の健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(新設)



変更点

- ●歯科健康診断結果の報告書様式が新たに 定められました。
- 定期健康診断結果の報告様式からは、 歯科健診の記載欄がなくなります。



各種健康診断結果報告書は、厚生労働省のウェブサイトに 掲載しています。

ダウンロードしてご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei36/18.html



歯科健康診断結果報告書の電子申請

- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告は、事業場規模にかかわらず全ての事業者に報告が義務付けられている(令和4年10月1日改正)。
- 労働安全衛生法令に基づく帳票作成等を支援するサービスにおいて、令和6年2月からは、歯科健康診断結果報告書もサービス対象となり、入力支援を受けられるほか、本サービスから直接e-Gov電子申請を行うことも可能となった。

入力操作中でも60分で通信が切断されますので、こまめな一時保存をお願いします。

■ 従来通り、e-Govから直接の電子申請することも引き続き可能。

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書



労働安全衛生法関係の 届出・申請等帳票印刷に係る 入力支援サービス 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

入力途中のデータを一時保存する場合、画面下部の「帳票入力データを保存する」を押してください。

詳しい利用方法は<u>ご方ら</u>をご参照願います。

个こちらからアクセスいただけます



	Fな業務に係る歯科健康診断結果報告書
80315	01123456789
労働権 政務サー (成立でおいか)、 で何 1	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
対象年 9:世紀 ATT 10000000000000000000000000000000000	(月~ 月分) (株色 14日) 一種参写月日 9: (空間 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11
事業の 権 勤	事要退の 名 称
事業物の - 創 種語号 (所伝統) WEEK ()
他原計所実施 機 関 の 名 称	
機 民 の 名 杉 健康診解実施 機関の所在地	
他既診斯实施	物質
他度診断実施 機関の所在地 安板有害物質・	· 由耳 東西内容
他度診断実施 機関の所在地 	
無機器所収率 機構部の所在車 単数有有物質・ 事業務内容 単一次を全額をおける。 をおりる。 をおりる。 をおりる。 をおりる。 をおりる。 をおりる。 をもまり。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる。 をもる	東 高内容

康診断実施機関の所在地 (必須) (120文字以内)	
籍労働者数 (必須) (半角数字5桁以内)	
^	
取扱有害物質・業務内容	
	入力項目の説明▼
(必須)	
塩酸 一 硝酸 一 硫酸	
亜硫酸 □ 弗酸 □ 黄りん	
その他 その他をチェックする場合は入力してください。	

ファイルの選択 ファイル…いません

帳票入力データの読み込み

新しい化学物質管理における健康管理の仕組み

<~令和6年3月>

特別規則の対象物質 (有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に 健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと 【検査項目】各規則で定められた項目

(特別規則の対象物質以外は 健康診断の実施義務なし)



新たな 健診制度 <新しい仕組み(令和6年4月~)>

特別規則の対象物質

(有機溶剤、特化物、鉛、四アルキル鉛、石綿)

常時作業に従事する全ての労働者に 健康診断の実施義務

【実施頻度】6月ごと 【検査項目】各規則で定められた項目

リスクアセスメント対象物

ばく露による健康障害リスクが許容できないと 評価された労働者に健康診断の実施義務

【実施頻度】リスクに応じ事業者が判断 【検査項目】医師等が判断

濃度基準値が設定されている物質

濃度基準値を超えてばく露したおそれ がある労働者に健康診断の実施義務

> 【実施頻度】速やかに1度 【検査項目】医師等が判断

(リスクアセスメント対象物以外は健康診断の実施義務なし)

検査項目の選定方法

<基本的な留意事項>

- ① 特殊健康診断の一次健康診断及び二次健康診断の考え方を参考としつつ、スクリーニング検査として実施する検査と、確定診断等を目的とした検査との目的の違いを認識し、リスクアセスメント対象物健康診断としてはスクリーニングとして必要と考えられる検査項目を実施すること。
- ② 労働者にとって過度な侵襲となる検査項目や事業者にとって過度な経済的負担となる検査項目は、その検査の実施の有用性等に鑑み慎重に検討、判断すべきであること。

<検査項目の選定方法>

- (1)基本的な検査項目
 - ・業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価、自他覚症状の有無の検査等
 - ・必要と判断された場合には、標的とする健康影響に関するスクリーニングに係る検査項目
- (2) 濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合の検査項目
 - ア 「八時間濃度基準値」を超えてばく露した場合で急性の健康影響が発生している可能性が低いと考え られる場合
 - 業務歴の調査、作業条件の簡易な調査等によるばく露の評価、自他覚症状の有無の検査等
 - ・ばく露の程度を評価することを目的に有効であると判断される場合は、生物学的ばく露モニタリング等
 - ・長期にわたるばく露があるなど、健康影響の発生が懸念される場合には、急性以外の標的影響(遅発性健康障害を含む。)のスクリーニングに係る検査項目
 - イ「短時間濃度基準値(天井値を含む。)」を超えてばく露した場合
 - ・主として急性の影響に関する検査項目を設定
 - ばく露の程度を評価することを目的に有効であると判断される場合は、生物学的ばく露モニタリング等
- (3)歯科領域の検査項目
 - ・歯科医師による問診及び歯牙・口腔内の視診

検査項目の選定方法(参考とする有害性情報)

事業者から依頼を受けて産業医、健診機関の医師等が検査項目を設定するときは、濃度基準値の根拠となった一次文献等における有害性情報、SDSに記載されたGHS分類に基づく有害性区分及び有害性情報を参照すること。その際、以下のア~オに留意すること。

ア急性毒性

急性の健康障害に関する検査項目の設定は、皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性、皮膚感作性、特定標的臓器毒性(単回ばく露)を参照すること。

イ 生殖細胞変異原性及び誤えん有害性

検査項目の設定が困難であることから、検査の対象から除外すること。

<u>ウ 発がん性</u>

検査項目の設定のためのエビデンスが十分でないがん種については、対象から除外すること。

工 生殖毒性

職業ばく露による健康影響を確認するためのスクリーニング検査の実施方法が確立していないことから、生殖毒性に係る検査は一般的には推奨されない。生殖毒性に係る検査を実施する場合は、労働者に対する身体的・心理的負担を考慮して検査方法を選択するとともに、業務とは直接関係のない個人のプライバシーに留意する必要があることから、労使で十分に話し合うことが重要。

才 歯科領域

クロルスルホン酸、三臭化ほう素、5,5ージフェニルー2,4ーイミダゾリジンジオン、臭化水素及び発煙硫酸の5物質を対象とすること。検査項目の設定においては、歯牙及び歯肉を含む支持組織への影響を考慮すること。

10

労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断の より適切な実施に資する研究(令和4~6年度厚生労働科学研究)

有害業務における歯科医師による健康診断の実態を把握し、近年の職場環境の変化に伴う適切なばく露防止対策を検討するために必要なエビデンスを収集することを目標に、以下の課題を実施中。

労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究 東京歯科大学 上條英之

研究の成果物として、

「事業所におけるリスクアセスメント対象物歯科健康診断ガイドブック」を公表

• 事業場における労働者の健康保持増進について





事業場における労働者の健康保持増進について

労働安全衛生法

第69条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の<u>健康の</u>保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。

第70条の2 <u>厚生労働大臣は</u>、第六十九条第一項の事業者が講ずべき健康の保持 増進のための措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため<u>必要な指針を公</u> 表するものとする。

事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (昭和63年9月1日策定 (最終改正 令和5年3月31日))

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

改正 令和5年3月31日 健康保持増進のための指針公示第11号

1 趣旨

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 70 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同法第 69 条第 1 項の事業場において事業者が講ずるよう努めるべき労働者の健康の保持増進のための措置(以下「健康保持増進措置」という。)が適切かつ有効に実施されるため、当該措置の原則的な実施方法について定めたものである。事業者は、健康保持増進措置の実施に当たっては、本指針に基づき、事業場内の産業保健スタッフ等に加えて、積極的に労働衛生機関、中央労働災害防止協会、スポーツクラブ、医療保険者、地域の医師会や<mark>歯科医師会</mark>、地方公共団体又は産業保健総合支援センター等の事業場外資源を活用することで、効果的な取組を行うものとする。また、全ての措置の実施が困難な場合には、可能なものから実施する等、各事業場の実態に即した形で取り組むことが望ましい。

2 健康保持増進対策の基本的考え方

労働者の健康の保持増進のための具体的措置としては、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導、口腔保健指導、保健指導等があり、各事業場の実態に即して措置を実施していくことが必要である。

4 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項

(ロ)健康指導の実施

労働者の健康状態の把握を踏まえ実施される労働者に対する健康指導については、以下の項目を含むもの又は関係するものとする。また、事業者は、希望する労働者に対して個別に健康相談等を行うように努めることが必要である。

- ・労働者の生活状況、希望等が十分に考慮され、運動の種類及び内容が安全に楽しくかつ効果的に実践できるよう配慮された運動指導
- ・ストレスに対する気付きへの援助、リラクセーションの指導等のメンタルヘルスケア
- ・食習慣や食行動の改善に向けた栄養指導
- ・歯と口の健康づくりに向けた口腔保健指導
- ・勤務形態や生活習慣による健康上の問題を解決するために職場生活を通して行う、睡眠、喫煙、飲酒等に関する健康的な生活 に向けた保健指導

~事業場における労働者の健康保持増進のための指針~

職場における心とからだの 健康づくりのための手引き

~事業場における労働者の 健康保持増進のための指針~

2021年3月



TOTAL HEALTH PROMOTION PLAN

○ 事業場がTHP指針に基づく健康保持 増進対策に取り組む際の参考となるよう、 積極的に取り組む事業場の事例の収集・ 調査を行い、ポイントやノウハウを、 手引きとしてとりまとめたもの。

(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00012.html

<構成>

I. THP指針の解説

- 1. 趣旨
- 2. 健康保持増進対策の基本的考え方
- 3. 健康保持増進対策の推進に当たっての基本事項
- 4. 健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項
- 5 健康保持増進対策の推進における留意事項

Ⅱ. THP指針に沿った事業場の取組事例

- 1. 出前教室を活用した労働者の健康づくり
- 2. 事業者のリーダーシップで健康づくりに取り組む風土醸成
- 3. メンタルヘルス対策からはじめる労働者の健康意識改革
- 4. スポーツクラブを活用した運動意識の向上
- 5. 高年齢の労働者が健康で働き続けるための体力年齢測定
- 6. 定期的な歯科健診を通じた歯と口の健康づくり
- 7. 健康保険組合との二人三脚による職場環境改善・喫煙対策

~事業場における労働者の健康保持増進のための指針~

(1)健康保持増進対策の基本的考え方 (手引き 1の2③)

③ 労働者の高齢化を見据えた取組

労働者が高齢期を迎えても働き続けるためには、心身ともに健康が維持されていることが必要です。50歳代後半になると、若年時に比べ、平衡機能、薄明順応、視力、聴力、伸脚力、瞬発反応、運動調整能などに大きな低下がみられると言われています。高齢期におけるロコモティブシンドローム*3やフレイル*4、サルコペニア*5を予防するためには、若年期から運動やスポーツを通じて、筋肉量や持久力などを維持することが有効です。

また、全身のフレイルや身体能力の低下に先だってオーラルフレイル^{※6}が生じることや、中年期から噛みしめる行為が難しくなる人が増加するため、若年期から歯・口腔の健康を維持することも重要です。

つまり、高齢期の健康悪化を防ぎ、心身ともに健康で働くためには、中長期的・予防的な観点から健康保持増進に取り組むことが有効となります。若年期から労働者が健康保持増進のための行動を習慣化できるよう、数値や指標などを活用して身体の状況を「見える化」し、労働者自身の「自覚」を促し、健康保持増進に自発的に取り組んでもらえるような取組を行いましょう。



【コラム3】ロコモティブシンドロームの予防のための運動(9ページ)

【実践例】歯科健診費用の補助~健康保険組合と連携して~(9ページ)

~事業場における労働者の健康保持増進のための指針~

(2)健康保持増進対策の推進に当たって事業場ごとに定める事項(体制の確立)

(手引き | の4 (1))

- 健康保持増進措置の実施体制や 措置内容は、事業場の実態に応 じて柔軟に決定できる
- 実施体制は、 「①事業場内の推進スタッフ」 を基本とし、取組内容に応じて 「②事業場外資源」 を組み合わせて構築
- 連携可能な事業場外資源として
 - 地域の歯科医師会
 - 地方公共団体 等を例示

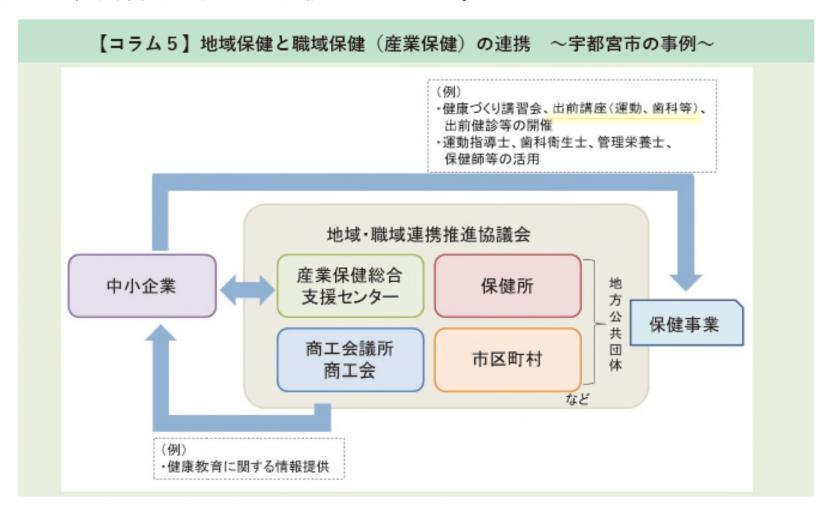
連携可能な事業場外資源の例

VEN3. 2 10 O. 3. M. I. 26 un A. M.		
受けられるサービス		
労働安全衛生法に基づく健康診断、保健指導、産業医による職		
場改善指導などを受けられる。		
高齢者の健康確保や転倒防止などのセミナー、心理相談担当者		
(THP 指導者) などの養成研修のほか、職場の健康管理の最新		
の知見や技術習得のための研修を受けられる。また、社内研修		
のための講師派遣も受けられる。		
サービスとして提供している運動施設、運動プログラムなどを		
活用することで、労働者の運動・スポーツを通じた健康づくり		
に活用できる。		
医療保険者(健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)		
など)が保有する特定健診や受診状況などのデータを活用する		
ことで、効率的に労働者の健康課題を把握することができる。		
産業保健スタッフの派遣や健康づくりイベントの開催などを		
実施している場合もある。		
地域の専門医を紹介してもらい、労働者の健康課題や健康保持		
増進対策について専門的な視点から助言・支援を受けられる。		
健康関係のセミナーや運動・スポーツを通じた住民の健康づく		
りなどを実施しており、これを活用できる。		
専門スタッフによる産業保健に関する相談支援のほか、産業保		
健関係者を対象とした研修の受講や講師の派遣を受けられる。		

~事業場における労働者の健康保持増進のための指針~

(3) 地域保健と職域保健が連携している事例の紹介(手引き | のコラム 5 より)

- 地域保健と職域保健の連携は、各地域の「地域・職域連携推進協議会」等を通じて 行われている。
- 例えば、宇都宮市の「地域・職域連携推進協議会」では、事業場アンケート調査等を 踏まえ、歯科等に関する出前教室を実施。



~事業場における労働者の健康保持増進のための指針~

- (4) 事業場における取組事例の紹介
- 地域の歯科医師会を通じた 「出前教室」の開催事例

令和2年度に 始めた取組

歯科衛生に関する出前教室

- 県の歯科医師会からの歯科医師・歯科 衛生士派遣により、歯と口の健康づく りのための出前教室を開催
- 出前教室では、全労働者を対象に、歯 科口腔衛生に関する研修と口腔機能検 査体験を実施
- セルフケアの方法を体験しながら理解
- 17人の参加があり、目標(参加率 60%)を達成した。かかりつけ歯科医 を持つようになったという声もあった



4. 取組の実施

①歯科健診の実施

- 歯科健診を年度内に2回実施
 - 労働者が多い事業場(100人以上)
 - 1回目の歯科健診(6~8月):

歯科健診委託事業者による事業場内での集団歯科健診

- 2回目の歯科健診(12~3月):
- 近隣の歯科医院(※)での個別歯科健診
- 労働者が少ない事業場(100人未満)
 - 1回目の歯科健診:近隣の歯科医院での個別歯科健診
 - 2回目の歯科健診(12~3月):近隣の歯科医院(※)での個別歯科健診
 - ※労働者が各自で希望する歯科医院を選択
- 1回目は企業が全額補助(個別歯科健診は上限あり)。2回目は健康保険組合が一部費用を補助

②管理用アプリによる健診状況のフォロー・学習支援

- 健診状況のフォロー
 - 自社で開発した管理用アプリを活用して、治療の要否の見える化や治療証明の登録、再健診の 受診管理を実施。このほか、アプリでは、社内歯科健診受診の申請、口臭チェック管理・治療 管理、2回目の外部歯科健診受診管理・補助申請などが可能
- 口腔保健に関する知識向上に向けた学習支援
 上記アプリを活用して、「歯が及ぼす健康へのリスク」についての学習と理解度テストを実施。
 全労働者を対象に、歯科衛生士による磨き方のセミナー動画受講と理解度テストを行うことで、口腔保健に関する知識・理解を向上
- ●歯科健診を年2回実施し、医療保険者(健康保険組合)と連携して、歯科健診費用の補助を行っている事例



「アプリによる歯科医院の検索」

職域における歯科口腔保健対策を推進するための調査研究 (令和3~5年度厚生労働科学研究)

令和2年3月31日に改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では歯科口腔保健についての取組が明確化されたところであるが、この視点において職域における歯科口腔保健対策がどのように進められているのかなどの実態については十分把握できていないため、職域における歯科口腔保健対策の実態の把握と課題の解決策の検討を行い、さらに職域における一次予防を目的とした対策が推進されている事例を収集し、これらの事例を調査分析し、有効性を評価するとともに、職域における対策を効果的に推進するための導入方法と評価方法について取りまとめることを目的に、以下の課題を実施。

職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究 東京歯科大学 上條英之

研究の成果物として、

「職場での歯と口の健康づくりを進めている事業場の事例集および歯と口の健康づくり事業を 進めるための評価指標」を公表

職場の健康診断実施強化月間の実施について

労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。)に基づく健康診断の実施、健康診断結果についての医師の意見聴取及びその意見を勘案した就業上の措置(以下「事後措置等」という。)の実施について、改めて徹底 するため、平成 25 年度より全国労働衛生週間準備期間である毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」(以下「強化月間」という。)と位置付け、集中的・重点的な指導を行っている。

「職場の健康診断実施強化月間」の実施について(令和5年8月16日基安発0816第1号)

- 1 事業場に対する指導等について
 - (4)健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発 事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項の指導等と併せて、以下の取組について も周知・啓発を行うこと。
 - イ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(昭和 63 年健康保持増進のための 指針公示第1号、令和5年3月 31 日最終改正)に基づく取組の推進

・ストレスと歯科口腔保健対策について





ストレスチェックの実施者の追加(労働安全衛生規則の一部を改正)

1. 改正の趣旨

- 平成26年改正労働安全衛生法により創設されたストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度の把握のための検査の実施及びその結果に基づく医師による面接指導の実施等を内容としている。
- ストレスチェックの実施者は、ストレスチェックを実施し、その結果を踏まえ、面接指導の必要性を判断等を行 う者であり、医師、保健師、必要な研修を受けた看護師または精神保健福祉士としている。

2. 改正の内容

ストレスチェックの実施者に、必要な研修を修了した歯科医師、公認心理師を追加する。

3. 施行時期

平成30年8月9日

4. 参照条文(労働安全衛生規則(抄))

(検査の実施者等)

第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(以下この節において「医師等」という。)とする。

- 一 医師
- 二 保健師
- 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した歯科医師、看護師、 精神保健福祉士又は公認心理師
- 2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。 23

長時間労働者、高ストレス者の 面接指導に関する報告書・意見書作成マニュアル(平成27年11月)(抜粋)

しまし	ご直接質問し、聞き取った結果を記入し、評価します。定期健康診断の結 はう。ただし、理学的・神経学的所見欄(下記の※)は必ず医師が行う必 それ以外は他の産業保健スタッフの協力を得ても構いません。	
高血圧、	接疾患) □ 特になし □ 糖尿病、□ 脂質異常症(高脂血症)、□ 肥満、 □ 高尿酸血症、□ 脳血管疾患、□ 虚血性心疾患、□ 不整脈()、□ 腎疾患()、□ がん()、□ がん()、□ がん() ())
在患経過:発	年頃 その後の受療 (□ あり、□ なし)	
■ 定期健康診	がなどの所見(受診日: 年 月 日)	
ALTO DECIDENT	T // I/	
頭痛・頭! むくみ、 もの忘れ。 不眠(入!		胸痛、
疲労蓄積の症!	犬および本人が考えている疲労蓄積の原因	
症状		
原因		
生活状況 (アルコール、たばこについては、最近の変化についても確認)	
アルコール	飲まない 飲む 機会飲酒 最近の変化:(ビール大びん(換算) 本/日	(
タバコ	□ 吸わない □ 吸う 本/日× 年 最近の変化:()	
運動	□ 特にしない □ つとめて歩く程度 □ 積極的に	する
食習慣 (複数チェッ] 特に が好き
睡眠時間	1日あたり 平日: 時間 / 休日: 時	間
一般生活に	らけるストレス、疲労要因:	
	事後措置の意見・保健指導に役立てます。	
検血圧	/ mmHg	
<u>脈拍</u>	/分 不整脈:□ なし □ あり(
体重 所 中	kg	
身長	cm BMI: 腹囲:	cm
見 その他		
理学的所(※)	•	
* *	R.	
神経学的所(※)	~	

23

<参考: 高ストレス者の場合に留意すべきストレス関連疾患(心身症)>

部位	主な症状	
呼吸器系	気管支喘息, 過換気症候群	
循環器系	本態性高血圧症, 冠動脈疾患(狭心症, 心筋梗塞)	
消化器系	胃·十二指腸潰瘍,過敏性腸症候群,潰瘍性大腸炎,心因性嘔吐	
内分泌・代謝系	単純性肥満症,糖尿病	
神経・筋肉系	筋収縮性頭痛,痙性斜頚,書痙	
皮膚科領域	慢性蕁麻疹,アトピー性皮膚炎,円形脱毛症	
整形外科領域	慢性関節リウマチ,腰痛症	
泌尿・生殖器系	夜尿症, 心因性インボテンス	
眼科領域	眼精疲労,本態性眼瞼痙攣	
耳鼻咽喉科領域	メニエール病	
歯科・口腔外科領域	預関節症	

日本心身医学会教育研修委員会編 1991 心身医学の新しい診療指針, 心身医学, 31(7), p57 をもとに作成

24

・歯科口腔保健に関する調査研究について



歯科口腔保健に関する調査研究について①

歯科口腔保健と作業関連疾患、労働環境に関する研究

労災疾病臨床研究にて、歯科疾患と関連のある業務や働き方を特定し、業務の内容や歯科口腔 保健との関連等の実態を把握するために以下4課題を実施。

- 業務と歯科疾患関連並びに職場の歯科保健サービスの効果把握に関する研究 東京歯科大学 上條英之(平成26~28年度)
- 歯科口腔保健と作業関連疾患との関連に関する実証研究 東京医科歯科大学大学院 川口陽子(平成26~28年度)
- 歯科疾患・歯科保健サービス等と就労環境との関わりに関する研究 東京歯科大学 上條英之(平成29~令和元年度)
- 歯科口腔保健と就労環境との関連に関する研究東京医科歯科大学大学院 川口陽子(平成29~令和元年度)

歯科口腔保健に関する調査研究について②

職域における歯科口腔保健対策を推進するための調査研究(再掲)

令和2年3月31日に改正された「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」では歯科口腔保健についての取組が明確化されたところであるが、この視点において職域における歯科口腔保健対策がどのように進められているのかなどの実態については十分把握できていないため、職域における歯科口腔保健対策の実態の把握と課題の解決策の検討を行い、さらに職域における一次予防を目的とした対策が推進されている事例を収集し、これらの事例を調査分析し、有効性を評価するとともに、職域における対策を効果的に推進するための導入方法と評価方法について取りまとめることを目的に、以下の課題を実施。

職域での歯科口腔保健を推進するための調査研究東京歯科大学 上條英之(令和3~5年度厚生労働科学研究)

労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究(再掲)

有害業務における歯科医師による健康診断の実態を把握し、近年の職場環境の変化に伴う適切なばく露防止対策を検討するために必要なエビデンスを収集することを目標に、以下の課題を実施中。

労働安全衛生法に基づく歯科医師による健康診断のより適切な実施に資する研究 東京歯科大学 上條英之(令和4~6年度厚生労働科学研究)